

件名	愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例
主管課	薬務衛生課
根拠法令等	動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第39号）
<p>【改正の概要】</p> <p>動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第39号）（以下「改正法」）が、令和2年6月1日に施行されることに伴い（一部は公布後2年又は3年以内施行）、県動物の愛護及び管理に関する条例（以下「県条例」）について、所要の整備が必要となった。</p> <p>【改正内容】</p> <p>1 <u>保健所設置市（松山市）へ新たに権限移譲する事務の追加（第22条）</u> 動物の飼養等により周辺的生活環境が損なわれている場合の指導、助言、勧告、命令、報告の徴収及び立入検査に関する事務の追加</p> <p>多数の動物の飼養等により周辺的生活環境が損なわれている場合の不適正飼養者に対して行う勧告及び命令に関する事務については、保健所設置市である松山市の事務としているところであるが、法改正に伴い、新たに多数の動物の飼養に限定せず、不適正飼養の原因者全般に対する指導、助言、勧告、命令、報告の徴収及び立入検査の権限が付与されたため、追加された事務についても松山市長の事務として権限移譲するもの。</p> <p>2 <u>動物愛護管理員の事務の記載を集約（第20条）</u> 動物愛護管理員の行う立入検査等の事務について、個々に規定していたものを「動物の愛護及び管理に関する事務」に集約した。</p> <p>3 <u>新たな条項の追加等による条ずれに伴う引用条文の修正（第2条、第20条、第22条）</u></p>	
施行日	令和2年6月1日
<p>【その他参考事項】</p>	